

# 福寿小学校いじめの防止等基本方針（概要）

令和 4年4月改訂

## 1. いじめの問題に対する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) いじめに対する認識

どの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。また、いじめに大きい小さいはなく、どんないじめも、受けた精神的な心の傷は、その後の人生に悪影響を及ぼすことがある。とりわけ、仲間はずれや無視、陰口等の暴力を伴わないいじめは、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、暴力を伴ういじめとともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめは、加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする者の存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体に「いじめをしない！させない！許さない！」という雰囲気生まれるようにすることが必要である。

### (3) 学校としての構え

- ・学校は、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、児童を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、児童一人一人を大切に  
する教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

## 2 いじめの未然防止のための取組（自己有用感や自己肯定感を高める取組）

- ### (1) 魅力ある学級・学校づくり（「分かる・できる授業」の推進、規範意識・主体性・自治力等を育成する指導 等）

- ・全ての児童が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった、できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。
- ・全ての児童が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己有用感や自己肯定感を味わいながら、望ましい人間関係を形成できるようよさを認め合う学級経営を充実する。
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより児童会活動等でも適時取り上げ、児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。

## (2) 生命や人権を大切にす指導（豊かな心の育成）

- ・様々な人と関わり合っ社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。
- ・教育活動全体を通じて、児童一人一人に命を大切にす心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもっ関わることができるための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。

## (3) 全ての教育活動を通した指導（自己有用感や自己肯定感の育成）

- ・教育活動全体を通じて、以下の3点を留意した指導を充実する。
  - ① 児童に自己有用感や自己肯定感を与える。
  - ② 共感的な人間関係を育成する。
  - ③ 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助する。

## (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進（情報モラル教育とメディア・リテラシーの育成）

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
- ・インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、児童会が計画・運営する児童の話し合いや、保護者や地域の方も交えた交流会等、自治的な活動を充実する。

### 3 いじめの早期発見・早期対応（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て等）

#### (1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集，校内連携体制の充実

- ・いじめの防止の観点では、いじめに向き合わない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、日常的な声かけ，チェックシートの活用，定期的なアンケート（記名式・無記名式）の実施等，多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに，変化を多面的に分析し，対応に生かす。
- ・SOSの出し方教育の指導の徹底を図り，児童生徒が相談できる大人を明らかにするよう推進する。
- ・QUアンケートを実施し，学級における子どもの人間関係や心理的な状況を捉え，学級づくり，いじめ・不登校等の未然防止，生徒指導に生かせるようにする。
- ・学級担任や養護教諭等全教職員が，些細なサインも見逃さない，きめ細かい情報交換を日常的に行い，いじめの認知に関する意識を高めるとともに，スクールカウンセラーや相談員の役割を明確にし，協力体制を整える。

#### (2) 教育相談の充実

- ・教職員は，受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に教育相談を進める。特に，問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう，日頃から児童理解に努める。
- ・問題発生時においては，「大丈夫だろう」と安易に考えず，問題が深刻になる前に早期に対応できるよう，危機意識をもって児童の相談に当たる。
- ・児童の変化に組織的に対応できるようにするため，生徒指導主事や教育相談主任を中心に，担任，養護教諭，（スクールカウンセラー），相談員等，校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し，保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

#### (3) 教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと，必要に応じて適宜職員研修を行い，各種啓発資料や対応マニュアル等を活用や，QUアンケートの結果をもとにした研修会等で，一人一人の教職員が，早期発見・早期対応はもちろん，未然防止の具体的な取組ができるよう，校内研修の充実に努める。
- ・いじめの事案があった際には，その事案から生きた教訓を学ぶなど，社会状況や児童の現状に応じた具体的な研修に努める。

#### (4) 保護者との連携

- ・いじめの事実が確認された際には，いじめた側，いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い，謝罪の指導を親身になって行う。その指導の中で，いじめた側の児童にいじめが許されないことを自覚させるとともに，いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め，いじめる児童自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。

#### (5) 関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校運営協議委員等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

### 4 いじめ事案への対処（発見したいじめに対する対処）

#### (1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

##### 【組織対応】

- ・「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

##### 【対応の重点】

- ・学校の教職員は、いじめの兆候を把握したら速やかに学校いじめ対策組織に係る情報を報告し、組織的にかつ丁寧に対応し事実確認を行う。
- ・いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童生徒が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省することができる指導に努める。
- ・いじめを受けた児童生徒に対しては、保護者と連携しながら児童を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。

### 5 いじめ防止等の対策のための組織

いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として「いじめ防止・対策委員会」を設置する。

#### <構成員>

学校職員：校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、学級担任、  
教育相談主任、教育相談員 等

学校職員以外：保護者代表、学校運営協議委員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官、民生児童委員、人権擁護委員 等

## 6 重大事態への対応

- ・いじめにより児童の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき，いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては，以下の対応を行う。

〔主な対応〕

- ・教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生の防止に資するため，教育委員会の指導の下，事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・上記調査を行った場合は，調査結果について，教育委員会へ報告するとともに，いじめを受けた児童及びその保護者に対し，事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・児童の生命，身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは，直ちに所轄警察署に通報し，適切な援助を求める。

## 7 資料の保管

アンケートの質問票の原本等の一時資料の保管期間は最低でも当該児童が卒業するまでとし，アンケートは聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は，指導要録との並びで保存期間を5年とする。

## 8 個人情報等の取り扱い

- ・必要事項の有無、範囲等については、多面的に検討し、配慮することとする。